

## 公益財団法人鳥取市学校給食会一般事業主行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、仕事と家庭生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行う。併せて、育児休業からの復職又は子育てを行う職員が就業を継続し、活躍できるよう取組みを行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～ 令和9年3月31日までの3年間

### 2. 内容

目標：①年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする。  
②所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを月1回設定し、実施する。  
③育児休業からの復職後又は子育て中の職員が就業を継続し、活躍できる制度の導入。

<対策1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上。>

- 令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握と取得促進を図る。
- 令和6年6月～ 計画的な取得に向けて、各給食センターにおいて取得計画を策定。

<対策2：所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを月1回設定し、実施。>

- 令和6年4月～ ノー残業デー取組みに向けて、設定日の検討及び職員への周知。月1回のノー残業デーの開始。

<対策3：育児休業からの復職又は子育て中の職員を対象とした能力向上のための研修等の実施。>

- 令和6年6月～ 労働者の具体的なニーズを調査、研修内容の検討。
- 令和7年4月～ 対象職員、管理職等を対象とした研修を実施。